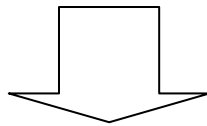


指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の 入所要件が変わります。

指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は、在宅での生活が困難な中重度の要介護高齢者を支える施設としての機能に重点化されるため、平成 27 年 4 月 1 日から入所要件が変更されます。

平成 27 年 3 月 31 日まで

- ・ 要介護 1 以上の方
※ 常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な方



平成 27 年 4 月 1 日から

- ・ 要介護 3 以上の方
※ 常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な方
- ・ 要介護 1 又は要介護 2 の方については、次の事項を考慮して、施設が市町村（保険者）の意見を聴いた上で判断します。
 - ① 認知症であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られる。
 - ② 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られる。
 - ③ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難である。
 - ④ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分である。

入所を希望する場合は、各施設に対する申込みが必要です。

入所の決定は、各施設の入所検討委員会において、必要性が高い方から優先的に決定されます。